

神奈川県生活交通確保対策地域協議会設置要綱

(名称及び目的)

第1条 神奈川県における乗合バスの路線退出等に係る生活交通の確保方策について協議を行うため、神奈川県生活交通確保対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 乗合バスの路線退出等に伴い必要な生活交通の確保方策に関すること。
- (2) その他生活交通の確保に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、神奈川県副知事を、副会長は国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局長をあてる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会長は必要と認めるときは、別表1に掲げる職にある者以外の者を協議会の構成員に加えることができる。

(協議会の開催)

第5条 協議会は、必要の都度会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長が行う。
- 3 会長は、必要に応じ、別表1に掲げる職にある者及び第4条第5項に関する者以外の関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(分科会)

第6条 会長は、乗合バスの具体的な路線退出等に係る生活交通の確保方策について協議を行わせるため、必要に応じて分科会を設置することができる。

- 2 各分科会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 各分科会に座長及び副座長を置く。
- 4 座長は、神奈川県県土整備局都市部交通政策課長を、副座長は国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官をあてる。
- 5 座長は分科会を代表し、会務を統括する。
- 6 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 座長は必要と認めるときは、別表2に掲げる職にある者以外の者を各分科会の構成員に加えることができる。
- 8 協議会は、各分科会の協議事項を、協議会の協議事項とすることができる。
- 9 各分科会は、必要の都度座長が招集する。
- 10 座長は、必要に応じ、別表2に掲げる職にある者及び第6条第7項に関する者以外の関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 11 分科会は、会の円滑な運営を図るため、分科会ワーキンググループを設置することができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、神奈川県県土整備局都市部交通政策課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長(以下「局長」という。)を置く。
- 3 局長は神奈川県県土整備局都市部交通政策課長をあてる。
- 4 局長は会長の命を受けて局務を掌理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び各分科会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成13年6月13日から施行する。
- この要綱は、平成14年7月1日から施行する。
- この要綱は、平成18年7月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年3月23日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月13日から施行する。
- この要綱は、平成25年5月1日から施行する。
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

神奈川県生活交通対策地域協議会構成員名簿

会長	神奈川県副知事
副会長	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局長
委員	国土交通省関東運輸局自動車交通部長
委員	神奈川県県土整備局都市部長
委員	神奈川県市長会会長が推薦する市長会会員
委員	神奈川県町村会会長が推薦する町村会会員
委員	一般社団法人神奈川県バス協会会長
委員	一般社団法人神奈川県バス協会乗合部会長

別表2 (第6条関係)

神奈川県生活交通対策地域協議会分科会構成員名簿

座長	神奈川県県土整備局都市部交通政策課長
副座長	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官
委員	国土交通省関東運輸局自動車交通部旅客第一課長
委員	関係市町村交通企画担当部長
委員	関係一般乗合旅客自動車運送事業者